

# 医療DX推進体制および 各種施設基準に関するお知らせ

医療法人ましこ皮フ科クリニック（皮膚科）

当院は、厚生労働省が定める「電子的診療情報連携体制整備加算2」（旧：医療DX推進体制整備加算）ほか、診療報酬上の各種施設基準に基づき、医療DXの推進および質の高い診療の実施に取り組んでおります。患者様への情報提供として、当院における体制および取り組みを以下のとおりご案内いたします。

## 1 医療DX推進体制（電子的診療情報連携体制整備加算2）

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を、診察室等において閲覧・活用できる体制を有しております。
- 電子処方箋を発行する体制を有しております。
- 電子カルテ情報共有サービスについては、今後の導入に向けて準備を進めております。
- マイナ保険証の利用を促進し、十分な情報を取得・活用して質の高い診療を行う体制を整備しております。

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用について

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことで、これまでに受けられた特定健診結果や薬剤情報を医師・薬剤師と共有でき、より安全で適切な医療の提供が可能となります。受付にカードリーダーをご用意しておりますので、ぜひご利用ください。ご不明な点は受付スタッフまでお気軽にお声かけください。

## 3 明細書発行体制について

当院では、医療の透明性および患者様への情報提供を推進する観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 4 一般名処方加算について

当院では、医薬品の供給状況等を踏まえ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬について、商品名ではなく有効成分名で処方する「一般名処方」を行う場合があります。これにより、薬局で在庫されている同一成分のお薬をご提供でき、医薬品の安定供給に資するものとなっております。ご不明な点はお気軽に医師・薬剤師までお尋ねください。

## 5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用体制について

当院では、有効性・安全性が確認された後発医薬品の使用を積極的に進めております。患者様の医療費負担軽減および国民医療費の適正化に資するため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、医薬品の供給状況によっては、やむを得ず投薬する薬剤の種類や数量について変更などをお願いする場合がございます。

## 6 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和6年10月より、後発医薬品があるにもかかわらず、患者様のご希望により先発医薬品（長期収載品）を処方・調剤する場合、その差額の一部を「選定療養費」として患者様にご負担いただく制度が開始されています。詳細につきましては、医師または薬剤師までお気軽にお尋ねください。

## 7 賃上げ（ベースアップ評価料）について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「ベースアップ評価料」を算定しております。これは、国の政策に基づき、医療現場で働く職員の処遇改善を目的としたものです。質の高い医療を継続して提供するための取り組みとして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 8 物価高への対応（外来・在宅物価対応料）について

近年の物価高（医療材料費・光熱水費・委託費等の上昇）に対応し、医療の質を維持するため、初診・再診などの際に「外来・在宅物価対応料」を算定しております。これは令和8年度の診療報酬改定で新たに設けられたものです。患者の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 9 個人情報の取扱いについて

当院では、患者様の個人情報（氏名・連絡先・診療内容等）を、診療および診療報酬請求等の目的の範囲内で適切に取り扱っております。法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供することはありません。

# 医療法人ましこ皮膚科クリニック

皮膚科

掲載日：令和8年6月1日

※本掲示は「電子的診療情報連携体制整備加算2」（旧：医療DX推進体制整備加算）、ベースアップ評価料、外来・在宅物価対応料ほか、診療報酬上の各種施設基準に基づき、当院での体制および取り組みについてご案内するものです。